

松戸市教育委員会会議録

平成30年10月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成30年10月定例会

開 会	平成30年10月4日 (木) 午後2時より	閉 会	平成30年10月4日 (木) 午後15時10分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 30 年 10 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21		
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22		
3	学校教育部 部長	久保木 晃一	23		
4	学校教育部 審議監	笹川 昭弘	24		
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25		
6	〃 専門監	松丸 裕幸	26		
7	〃 課長補佐	大西 真	27		
8	〃 主査	永淵 智幸	28		
9	〃 主任主事	四戸 俊也	29		
10	〃 主任主事	島村 仁美	30		
11	学務課 課長	鮎川 渉	31		
12	〃 課長補佐	風戸 正	32		
13	指導課 課長	小澤 英明	33		
14	〃 主幹	藤中 孝一	34		
15	保健体育課 課長	大谷 直樹	35		
16	〃 課長補佐	中坂 正夫	36		
17	〃 主事	岡村 洋佑	37		
18			38		
19			39		
20			40		

平成30年10月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成30年10月4日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

平成30年10月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議 案

① 議案第29号

平成30年度末及び平成31年度

松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに

平成30年度末及び平成31年度

松戸市立高等学校職員人事異動実施方策

の制定について

(学務課)

② 報告第3号

臨時代理による処分の報告について

(指導課)

(2) 報 告 等

① 「登下校防犯プラン」の進捗について

(保健体育課)

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、2名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 本日、市場委員が都合により欠席されます。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の3の規定によりまして、本会議は開会することができます。

ただいまから、平成30年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。

伊藤委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案1件、報告議案1件、報告等1件となっております。

このうち、報告第3号は人事にかかわる案件となります。したがって、報告第3号の審議を秘密会としてはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、報告第3号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告第3号の審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

議題のうち、報告第3号につきましては、ただいまの決定のとおり秘密会にて審議することになりましたので、当該議案については、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、当該報告議案を報告等の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、報告第3号の審議は、報告等の後に繰り下げることにより決定いたしました。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案第29号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第29号「平成30年度末及び平成31年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに平成30年度末及び平成31年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 学務課長です。よろしくをお願いいたします。

議案第29号「平成30年度末及び平成31年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに平成30年度末及び平成31年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の制定」について、お願いいたします。

本件につきましては、本来千葉県教育委員会制定の「平成30年度末及び平成31年度公立学校職員人事異動方針」と「公立高等学校職員人事異動実施細目」を受けて、本市の人事異動方針、実施方策を制定すべきものでございます。

しかしながら、今年度につきましても、過日、県の人事異動方針は示されたものの、まだ県の実施細目が示されておりません。例年の状況では、10月中頃に示されており、それを待

って、本市の人事異動方針、実施方策を制定しますと、高校職員の異動希望調査票の提出締切りが11月初旬となっており、日程的な余裕がなくなってしまう。こうした事情により、例年と同様に今年度も過日公表された県教育委員会の人事異動方針を踏まえながら、昨年度制定された教育委員会の人事異動方針と人事異動実施細目に準じて、本市の人事異動方針、実施方策を策定し、この10月の教育委員会定例会議に提案させていただきました。

さて、昨年度からの改正点やその趣旨については、お手元の資料6ページから9ページの新旧対照表と主な改正点と理由にお示ししております。改正の主な趣旨は、県教育委員会の人事異動実施細目の改正と人事異動に係る新規採用職員への対応となっております。

それでは、人事異動方針の改正についてご説明いたします。

資料6ページ、人事異動方針の新旧対照表をご覧ください。

この新旧対照表につきましては、昨年度の教育委員会会議でご指摘いただきましたので、新を右、旧を左にしております。

まず、「第2、実施要項」に、3として新たに「新規採用職員について」の項目立てをし、「教育活動及び構内組織の活性化を図るため計画的な採用に努める。」と明記いたしました。これは、全県的に団塊の世代に当たる職員の大量退職に伴い、数年前から計画的に新規採用職員が各県立高校に配置されており、このような中、市立松戸高校にも今年度2名の新規採用職員がありましたので、今後の方向性を示すために加えたものであります。

次に、人事異動方策の改正についてご説明いたします。

資料7ページをご覧ください。

まず、「第1、異動施策」の1で、配置換えに関する記載を、県教育委員会の人事異動実施細目に準じて、「定数調整、学校運営上の必要及び職務上の調整等を図るための配置換え」を、「定数調整、職務上の調整を図るための配置換えや、学校運営上の必要性等を考慮した配置換え」と改正しております。これまでの文言を、学校側の面と行政側の面とに整理しております。更に、先ほどの人事異動方針で、新たに新規採用職員について明記したことに伴い、新規採用職員の勤続年数について、今後の円滑な人材育成及び人事異動に対応するため、県に準じて、「新規採用職員については5年を限度とする。」と加筆しました。

次に、「第2、職種別の異動方策」の1の(2)で、「人格・見識に優れ、資質に富む有為な人材」の前に、「管理、指導及び」を県に準じて加筆しました。学校が抱える課題が多様化、複雑化している中、適切な対応に向け、より管理職に求められている資質となります。

以上、市立高校の人事異動方針並びに人事異動実施方策についての説明といたします。ご

審議よろしくお願ひ申し上げます。

教育長職務代理者 議案第29号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

質問が2点あります。

3ページの(5)のところですが、今回の変更の点とは関係はないんですが、イメージがつかないだったので、どういうことか教えていただきたい言葉がありました。

(5)の「職員として適格性に乏しく、勤務実績が上がらない者等」とありますが、支障がある者というのはわかりますが、勤務実績が上がらないというのが、一般企業と違うので、どういうことなのかイメージができませんでした。具体的にどういうケースだということをお教えいただきたいです。次に、同じページのところの2の(2)、女性職員の管理職への登用を積極的に推進するとありますが、7ページのところで見ますと、第2の職種別異動方針の1、校長、教頭のところに女性と書いてありますが、これは、教頭先生、校長先生が女性というところで配慮しますということなのか、それとも、こちらの3ページだけ見ると、この管理職というのが校長、教頭ではなくて、例えば主任さんなど、そういうところでも積極的に女性の職員を採用しているのかということをお聞きしたいところを、理解ができませんでした。その2点を教えていただきたいです。

学務課長 まず、「職員としての適格性に乏しく、勤務実績が上がらない者等勤務に支障のある者」というところですが、例えば指導力が不足をしているですとか、不十分であるとか、生徒や保護者と適切な関係が構築できないなどが該当すると考えております。

それから、管理職につきましては、校長、教頭のことです。主任層ではなく。よろしくお願ひいたします。

武田委員 2ページの一般方針の中の3番目に書いてある、障害のある職員についてのところなんです。先日もニュースで上がっていたように、障害のある方という定義について、いろいろちょっと取りざたされていたニュースは皆さんご存じだと思います。そういったこともあってちょっと気になったんですけれども、現在は何%ぐらいの方が在職していて、それは、確実にその定義に当てはまっているのかということと、その人数が目標とされている数に達していらっしゃるのかという点がまず1点と、もう一つご質問させていただきたいのは、

3ページの2番、管理職の登用のところの(3)番なのですが、これも私がイメージできなくて教えていただきたい点なのですが、「校長又は教頭の職にある者に、希望による降任を認める。」って、希望による降任を認めるっていうのが、都合による退職というようなことは別に、どういうときにこういうことが起きるのかなというのがちょっと想像がつかなかったので、具体例とかあったりとか、あるいはどういう場合が想定されるということがあるのか、教えていただきたいなと思います。

学務課長 障害者につきましては、今現在、市立松戸高校には採用者はありません。

学校単独で、市立高校だけで、単独でのことではなく、すみません — 松戸市の場合には、市立高校だけじゃなくて、ほかの部署も含めて一括で考えているということで、対応させていただいているところでございます。

それから、希望による退職でございますが、一番多いのは、健康の理由等により続けていくのが厳しいということが、一番想定されるところでございます。こちらは、職務能力的に本人が自信がないので、やってみただけけれども大変で、ちょっと自分は向かないというふうに考えて降任を希望するということももちろんございます。

武田委員 今の後半のほうはわかりました。

前半の障害のある職員についてのところなのですが、市立高校についてはゼロ名ということですが、そうしますと、どういう枠の中で何名ということに対しては、今現在どういう状況にあるのかということ、いかがでしょうか。

教育長職務代理者 先ほど、松戸市全体で見るとのことでした。そういう把握は、ここにありますか。

今、ちょっと資料を見ていただいているということです。

さっきの2点目なんですけれども、降任と退職は同義ですか。何か、ちょっと、退職って言葉に途中で置きかわっていますか。

学務課長 申しわけございません。降任と退職はもちろん違いますので。降任は、管理職から教諭に降任をして、教諭として仕事を続けていただくものです。すみません。

教育長職務代理者 じゃ、ここは降任ですので、降任の説明でしたね。

学務課長 はい、そうです。申しわけございません。

教育長職務代理者 障害者の雇用について、どの枠でどういう数値の目標、あるいは実績あるのかということについては、後ほどでいいですか。

そのほか、伊藤委員は。

伊藤委員 7ページなんですけれども、先ほどの新旧対照表に基づいて、この実施方針のところで、幾つかの内容のある変更については、ご説明ですと、県の同じような実施方針にならうというか、合わせるという形での変更だというようなご説明があったんですが、これは、今回、県のほうも変えたので、今回我々も変えたということなのか、あるいは、県は前からこうだったんだけど、今までそれに合わせてなかったのを、今回改めて合わせることにしたのかとか、その辺のところはいかがでしょうか。

学務課長 昨年変えたものを、今年度変えたという形になります。

伊藤委員 県も今年変えたわけですか。

学務課長 はい、そうです。県に合わせて行います。

教育長職務代理者 関連してちょっと質問ですけれども、新規採用職員のところの条文が1個入りました、第3項。これは、昨年2名いたということですか、というようなご説明があったかと思うんですけれども、新規採用を、市立高校でしたということですよ。それを、だから実績に基づいて位置づけをして、今後もそういうことで図っていきますと、採用、配置をしていきますということですね。

学務課長。

学務課長 この4月に2名採用しまして、その以前はなかったのですが、新しく、本市を含めて他市の市立高校にも同じように採用がありましたので、こういった項目を設けさせていただきました。

教育長 いいですか。

教育長 今のでいいです。

教育長職務代理者 わかりました。

そうすると、いわゆる、何ですか、原籍というか、市の採用でいくと、途中で県立に異動される場合もあるわけですよ、市立から。その後のその方というのは、基本的には県の採用の方と同じ扱いに全く乗っているのでしょうか、それとも、市のほうで最終的に何らかの原籍があって、あれするのか。

すみません、学務課長。

学務課長 あくまで県のほうの籍になりますので。

教育長職務代理者 もともとは県の籍ですか。

学務課長 はい。県の採用試験を受けて、県で合格をした者が、今までは5年たった者、1回目の異動で異動してきた者が、新たに今年度から新規採用の段階から、市の市立高校にも配

置が始まったということでございます。ですから、採用ではありますけれども、新規の状態で配置をされてきたという形になります。

教育長職務代理者 新採の方が配置をされたという理解ですね。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 それでは、生涯学習部参事監。

生涯学習部参事監 先ほど、障害者雇用率ということでございますが、市立高校につきまして、市の職員という扱いになってございます。

現在、6月1日付で障害者雇用率については、従来2.31%と言っていたんですが、先般の新聞報道等で、確認がとれていないという部分があるということで、市でも再調査したところ、若干人数が減りまして、現在は1.95%ということでございます。ちなみに、法定雇用率につきましては2.5%ということなんです。人数だと、修正前は、2.31%のときは60人だったんですが、修正後は56.5人ということで、1.95%ということでございます。

生涯学習部参事監 非常勤もいるので。多分、再任用と、そういう枠組みになっているかと思えます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員、よろしいでしょうか。

武田委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか。

人事異動方針であって、実際のこれに基づいての人事異動が今後なされていくということでありまして。個々の事情、例えば、教科とか課程の、今、市立松戸高校もいろいろと変わってきているところですが、これに基づいて、これは原則みたいなもの、これに基づいて、具体的な場ではまたいろいろな検討がなされて、配置をされるように希望されていくんだろうというふうに想像します。

方針についてはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

議案第29号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

◎報告等

教育長職務代理者 次に、報告に移ります。

それでは、これは配付資料ですね。

それでは、登下校防犯プランの進捗についてでございます。

保健体育課長。

保健体育課長 それでは、登下校防犯プランの進捗についてご報告申し上げます。

まず、通学路にかかわる各種点検の全体像をご説明申し上げます。

資料1枚目の表をご覧ください。

点検は全部で3つでございます。上の段、1番の通学路合同点検というのは、松戸市通学路安全プログラムに基づいた定期点検でございます。平成26年度から毎年行っている点検です。学校関係者、警察署、道路管理者、保健体育課等による点検でございまして、今年度の定期点検につきましては、表の真ん中、実施期間にありますように、7月11日をもって終了いたしました。この点検をもとに、道路維持課などが行う対策について、学校ごとに一覧にして、市教育委員会のホームページに毎年アップしております。

続いて、中段、2つ目、通学路のブロック塀等の安全点検についてでございますが、こちらについては、6月18日に発生した大阪府の北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を受けての、今年度の緊急点検として扱ったものでございます。教育委員会と街づくり部建築指導課が連携して行い、全部で3,031カ所を点検して、倒壊の危険性があるとは判断できないものの、ひび割れや破損、傾斜などがあつた塀は608カ所あつたというふうに、担当課のほうから報告をいただいております。建築指導課では、危険と判断したブロック塀の除去あるいは改修を促すため、8月24日に除去費用の一部について補助事業の要綱を策定しました。

続いて、下段の3つ目、こちら、本題でございます登下校防犯プランに基づく合同点検でございます。こちらは、ご案内のように、今年5月、新潟市で下校中の児童が殺害された事件を受け、関係閣僚会議で登下校防犯プランがまとめられての緊急点検となっております。実施要綱に本年度関係機関等が合同で通学路の点検などを実施している場合には、その結果をもって、こちらの合同点検にかえることができるとあるため、松戸市通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検、つまり1番の点検のことで、を実施した学校については、その点検を当てることとし、改めて点検はいたしませんでした。実施しなかった12校につい

では、9月10日から20日の間に実施をしております。

これが、3つの点検の全体像でございます。

続いて、登下校防犯プランの概要についてご説明申し上げます。

2枚目をご覧ください。

こちらのプランに関する通知につきましては、学校へは文部科学省から県教委を通じて、放課後児童クラブや放課後キッズルーム担当課へは厚生労働省から、警察署へは警察庁から、道路行政担当課へは国土交通省から、それぞれ通知をされています。今後は、主にこの登下校防犯プランをもとに、必要に応じて関係機関と連携した取り組みが始まります。特に、右側の3番、不審者情報の共有及び迅速な対応では、今以上に警察と学校の担当者との直接の情報共有、連携が求められておりますが、県教委と確認し、松戸市の実情に応じて対応する方向で、松戸署、松戸東署、あるいは市民安全課と教育委員会で、今年度8月24日に情報交換を行い、調整を図っているところでございます。

資料の左下の4番目、多様な担い手による見守りの活性化等におきましては、例えば、(2)番のスクールガードについても、既に松戸市は、小学校だけで2,600名の学校安全ボランティアが毎日のように活動して下さっております。それから、右側の5番、子どもの危険回避に関する対策の促進につきましては、(1)防犯教育の充実、関係の警察署から職員を招いての講習、あるいはKYT、危険予知トレーニング等を各学校で取り組んでいるところでございます。

予定も含めまして、今後の取り組みについては、大きく3点、8月24日以降確認をさせていただきます。

1つ目が、今回の点検を実施するに当たって、松戸署、松戸東署の生活安全課に各学校でつくっている安全マップを提供いたしました。その情報について、生活安全課や管内の交番で共有して、パトロールなどに活用するという、これが1つ目です。

2つ目、市役所の市民安全課にも同様に学校でつくっている安全マップを提供いたしました。青パトによるパトロールなどに活用するとのことでした。

3つ目、各学校から出された防犯カメラの設置希望については、担当課であります市民安全課へ情報を提供し、設置を検討するに当たって、担当課のほうで活用するというお答えをいただいております。

以上が本日までの進捗状況でございます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

この点について、ちょっと私も、きょうの会議の前に、たまたま文科省のそういった要請があるのが目につきましたので、ご報告をお願いしたわけですがけれども、新潟の事件に先立ってといいますか、当事者でありますので、この市が、文科省から言われたようにやっていますでない、もともと去年から今年にかけて非常に動いたはずなものがどうなったのかなというようなことが気になっています。

何かご質問等ありますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

ご報告ありがとうございます。とてもわかりやすく、そして具体的に動いていただいているのと、2,600人のボランティアの方が、実際に毎日子供たちを見守ってくれていてありがたいなと思いました。

この防犯プランの概要の質問で、まず1点、右上にあるグラフなんですけれども、これは松戸市のデータですか、どこかの、どれを母体としたデータですか。

教育長職務代理者 このペーパーがどこのペーパーかということもありますね。

保健体育課長。

保健体育課長 こちらは、6月22日、関係閣僚会議でつくられた国のホームページ上のものがございます。

以上です。

山形委員 わかりました。

これは、国の人がつくられたものということで、国が類型したものと判断してよさそうですね。

保健体育課長 そうですね、はい。

山形委員 意見を、何点かささせていただきます、実際に小学校、中学校の保護者として、ご意見でお持ち帰りいただけたらうれしいものを何点かお伝えしたいと思います。

先ほど、児童クラブなどとありましたけれども、放課後、かなり遅い時間に学校周りが暗いということがあります。保護者のお迎えのときに、照明等がついていないところが多いのではないかなというのを、よく児童クラブにいたときに話が上がりましたのと、車でお迎えに来る方もいらっしゃったりするので、その部分で、先生たちも心配をされていることが多かったです。

並行して、学校外になってしまうので、これは登下校と関係ないかもしれないですが、塾に行ったり来たりする時間帯の明かりのほうなんか、市全体のものだと思うんですけども、道の明るさと、このペーパーなんですけれども、このペーパーの4の(3)、子供110番の家があるじゃないですか。子供が何か困ったときに、110番の家に飛び込むのがはかなりハードルが上がると考えています。その家の方がいらっしゃらなかったときに、ドアが開かなくて本当に困ってしまうことがあるんだったら、110番のお店をよければ増やしてほしいと、いつも思っています。

例えば、ランドセルをしょって子供がお店に入るって、学校では禁じられていることなのでないんですけども、困ったときに、コンビニエンスストアだとか、例えばスーパーでもいいので、そういうところに飛び込んで、店員さんに助けてくださいって言えるようなアプローチがあると、松戸は比較的繁華街な部分もあるところもあるので、子供110番のお店というのを増やして、子供と商業地区の交流ができるといいと、常々思っています。なかなか知らないお家にぽんと入るのが難しいなと思っています、また公衆電話のかけ方をぜひ子供たちに、知ってほしいです。知らない子が多過ぎるので、テレビの報道などでもとりあげられています。こういうことも危険予知トレーニングの中に入れていただいたり、知っているかなというところも確認していただきたいなと思います。

最近台風など天災が多くなっています。豪雨になったときに、防犯だけじゃなくて、天災時にこういうところが危ないよというのも、安全マップも保護者の方がつくっていらっしゃるんですけども、子供自身が、低学年のときはそういう町を見ようという授業があって、実際に先生と歩くことはあるんですけども、高学年になればそういうことはなくなるので、高学年こそ逆にもう一度、どの学年でももう一度ここに逃げ込むと安全だとか、公衆電話はこういう使い方だとかという、基本的な防災知識を伝えて欲しいです。本当にびっくりするぐらい、子供たちというのはわからないことが多いと思います。

イラストの中で、黄色い帽子をかぶっていらっしゃる子供が真ん中にいますが、松戸市でも帽子をかぶっている学校とかぶっていない学校がありますよね。かぶっていることで安全を確保できるのであれば、そういうデータがあるかどうかわからないんですけども、かぶっているというのは目立ちますよね。やはり目立つので、かぶっている学校のお話を聞いたら、交通事故が何年前にあったのでということだったんですけども、かぶっている、かぶっていないのところも、全体で統一するのは難しいかもしれないんですけども、防犯という意味では、1つメリットにはなるのかなと、このイラスト見ながら、常々思っていたこ

となので、お伝えさせていただきました。

保健体育課長 貴重なご質問とご意見ありがとうございました。

全部で7点あったかと思しますので、順次お答えをしたいと思います。

1点目、道が暗いということにつきましては、これは、まさしく通常の、表でいう一番上の定期点検の中で、各学校からの実情に応じて、私どもが現地で確認をしたりして、道路維持課や関係各課のほうに情報を提供したり、情報共有したりして取り組む内容かと考えております。

2つ目、放課後児童クラブのときの車の出し入れにつきましては、担当課が子育て支援課ですので、そういうご事情をお持ちの保護者の方などの情報を共有し、こちらも、施設としては学校の敷地の中にあることが多いですので、その辺も含めて、より安全な施設にということを考えます。まさしく、この3つ目の今回の防犯プランで、厚生労働省のほうから通知が行っているのは、松戸市の場合は子育て支援課のほうに通知が行っていますので、その辺も含めて、保護者の送り迎えも含めた安全確保というのが、厚生労働省のルートで関係課に行っているところでございます。

大きな3つ目、こちら、道の明るさということだったかと思うんですが、こちらは、1つ目のお答えと同じように、関係課と一緒に考えていきたいと思っております。

4つ目、子供110番の家、お店につきましては、こちらの担当は市民安全課になっております。たしかに、家は、鍵がかかっていたりというのは現状として考えられますので、こちらのほうは、毎年学校が秋口から年末にかけて、子供110番の家一軒一軒をほとんど歩いて、来年度もお願いできますかとか、今現状、留守になりがちではないですかとか、そういうのを、学校の職員や、あるいは保護者、PTAのお力を借りて確認をしているところです。お店につきましては、こちら、委員おっしゃるとおりお店が多いですので、既に110番のお店というのが小学校区にあるところもあります。これは、これからまたお願いをして、子供が入りやすいのという理由も含めて、お願いをする必要があろうかと思っておりますので、担当課に今いただいたご意見をお伝えしていこうと考えております。

5番目の公衆電話につきましては、必要に応じて安全指導の中で、子供の発達段階に応じてやる必要があれば、あるいは、ほかのものが代替できることがあれば、そういうことも考えていきたい。例えば、携帯電話を必要に応じて持つことを希望している保護者の方もこのごろ増えていますので、そういうものも含めて総合的に、連絡や非常事態のときの連絡手段ということは考えていきたいと思っております。

それから6点目、天災についてということで、安全マップは、大きく分けて3つの要素がございます。1つが防犯、生活安全です。2つ目が交通安全、3つ目が防災です。毎年4月に各学校で作成している、場合によっては前年度の場合もありますけれども、安全マップを教育委員会保健体育課のほうで回収をしております。この3つについて、必ず記載があるかどうか、記載が適切か、あるいはどういう工夫がされたマップになっているのかというのを確認して、順次、必要があれば学校のほうにご助言を申し上げているところでございます。委員のおっしゃる防災、地震や、あるいはほかの自然災害のことについても、この安全マップの作成や保護者との会話を通じて、順次というか、学校のほうで指導しております。引き取り訓練というのが、小学校はどこでもやっていると思いますが、その帰り道に、保護者と会話をしながら家まで帰る間に、ここで地震があったら学校に戻るとか、家に帰ってくるとか、ここで危ないのはこのがけですねとか、そういう会話をしながら、引き取りの訓練のときに保護者と会話で、ご家庭での安全指導に結びつけていくことというの、各保護者をお願いをしているところでございます。

最後に7番目、黄色い帽子については、市内の小学校1年生、全てのお子さんに黄色い帽子と防犯ブザーを、入学のときに保健体育課のほうからお配りをしていますので、その活用について、防犯にも役立つものというふうに捉えて、各学校の実態に応じて、特に低学年のときには配って、20分休みとか外で遊ぶときも、1年生は黄色い帽子をかぶることで、ほかの学年がそのお子さんたちとぶつかるのを避けるとか、そういう部分での活用もしていただいているところですので、委員のご意見を各学校にお伝えし、交通事故だけではなく、防犯のほうにも活用できるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

教育企画課長 ちょっと、補足でいいですか。

登下校防犯プランにつきましては、新潟の事件ということありますが、本市の場合は、委員さんご存じのとおり六実の事件後、非常に登下校の防犯については、かなりさまざまなものを先進的に取り入れてございます。

先ほどの子供110番の家の関係でございますが、数年前に、松戸市内の全セブンイレブンに110番のご協力をいただいております。セブンイレブン以外の店舗にも精力的に、入りやすいとか、24時間お店をやっているなど、そういったところを含めて、子供110番の家のご協力は今も市民安全課で学校と協力しながら積極的に応募をしているというところなんです。それから、あと車というところがありますが、今、本市はドライブレコーダーの関係を、市

役所の公用車は全車装備しておりますし、またいろんな企業のほうにも、特に市内で動いている運送の車だとか、そういったところにもドライブレコーダーを積極的につけていただけるようお願いをしております。

また、皆様もご存じだと思いますが、よく防犯パトロール中というステッカーを張った車が、公用車以外でいろんな車が走っているのが目に映ると思うんですが、こちらも、そういった意味では、子供たちとか高齢者も含めてなんですが、防犯に関するパトロールに協力していますということで、ステッカーを張った車が、公用車以外でも市内で数千台走っております。このステッカー等については、市のほうで登録していただいた業者にお配りをして、市内を動くときに見守ってもらいたいということで、もしそういう何かトラブルがあったときに、そういう車を見かけたら、逆にそういう車が110番のかわりにもなるというふうなところもございますので、今後そういった取り扱いも、皆様方にまた周知をして広げていくということも、委員会も含めて、市長部局でもそういう動きがあるということだけご承知をいただければということで、補足でさせていただきました。よろしく願いいたします。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

私も、意見です。これ、非常にたくさんの課にわたることでもあります。今回の文科省の通達では、教育委員会が主になってそういう調査をなさいと、毎年やっているところは、それにかえていいですよということになっていますので、教育委員会、学校が主になって、こうやるようになっているんですが、例えば、市民のボランティアの方の位置づけとすると、町内会、自治会とか、例えば老人会の方とか、積極的に関与していただいている方も多くいらっしゃると思います。そういう方々のスキルアップとか、スキルアップという言い方がいかどうかわかりませんが、交通誘導とか見守りの仕方とかについては、恐らくかなり任意で動いているところもあるやに聞いており、そういう当事者の方から、結局そういう人員確保が結構大変なんだという声も聞きます、実際に現場では。だから、たくさんいらっしゃるんでしょうけれども、やっぱり責任持ってやろうと思う市民の前向きな気持ちを形にするのは、恐らくこれ、教育委員会だけではできないことなので、そういったことで、ぜひ市民安全課なんでしょうか、全体として、去年の総合教育会議も受けて、取り組みを具体的に粘り強く続けていっていただいて、保険なんかも掛かっているんだと思うんですけども、その道具とか、そのスキルアップとか、その保険とか、そういったことについてバックアップを

ぜひしていただけたらなというふうに思います。

あと1点だけ。通達を読むと、学校が設定した通学路以外のところも、全部が対象ですよというようなことが出ています。新潟の事件がそういうことだったということだと思っただけですけども、学校が設定した通学路以外のところというところ、これ、本当に広がって、一軒一軒の家のところまでで、松戸市の場合は、本当に人目につかないところがどれくらいあるかというのは、地方とはまたちょっと違うかもしれませんが、そういった意味で、限りはないと思いますので、そういったことで、ぜひ市長部局と連携を密にさせていただいて、二度と松戸市でああいう事件が起きないようにしていただきたいなということを思った次第であります。

まあ、意見ですね。

何かありますか。

保健体育課長。

保健体育課長 ただいまいただいたご意見を、担当課、私どもとほかの市民安全課などなど、道路維持課も含めまして、情報を共有して、今後の対策に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 防犯カメラについてですが、ここにもご指摘があるんで、いろいろと取り組んでおられるんだと思うんですけども、松戸市は以前、もう数年前ですが、市長のイニシアチブもあったんでしょうけれども、地域のコミュニティーとの間で、警察も関与しながら、お互い連携、協定を結んで、プライバシーの保護とか、そういったものとの関連を解決して、防犯カメラを増やすということに取り組んでいるというようなふうに聞いていたんですけども、今回こういう登下校の防犯プランとの関連で、防犯カメラがそういった観点から増えているというようなことはあるんでしょうか。

保健体育課長 学校の学区、通学路を中心とした学区のここが危険だという箇所については、ご案内の、今年度は3種類の点検をしましたので、その中で、必ずこの辺に防犯カメラがあったら安全に結びつくなというのは、学校の職員も同席しますので、そういう会話は私どもと学校の管理職の間でしています。それを、私たちとしては、防犯カメラの担当課が市民安全課ですので、そちらのほうに適切にお伝えして取り組んでいただいているところでござい

ます。

毎年少しずつ市民安全課のほうのご尽力で、当然市内の防犯カメラが増えていきますので、学区あるいは通学路に設置されている防犯カメラも、少しずつですが増えているというふう
に聞き及んでおります。

以上でございます。

教育企画課長 すみません、昨年まで市民安全課長だったので。

防犯カメラについてのご質問だったので、今現在、松戸市の防犯カメラは、市が設置する市設置型の防犯カメラと、それから各個人でお宅につけていただく市民参加型カメラという、2種類のものでございます。合わせて、現在400弱、市内でカメラがついております。

それ以外に、警察などが交差点だとか大きなところにもカメラを設置しているんですが、今までは繁華街での、どちらかという、ひたくりだとか、街頭犯罪の防止ということで防犯カメラの設置を主に実施しておりました。ご存じのとおり、先ほどの子供が登校中に事件にまき込まれるということで、現在は、どちらかという通学路だとか、そういうところの点検と、こういうところにあつたほうがいいという希望をいただきながら、現在そういった街頭犯罪以外の通学路だとか地域のちょっとした死角だとか、公園の裏側だとか、そういうところにもカメラが欲しいというようなことを、地域の方々からもご意見をいただきながら、そういう箇所にも今、カメラを設置しているような状況でございます。

ただ、市内これだけの広さですので、全てを市の予算で賄うのは非常に難しいということで、現在、市民参加型のカメラにつきましては、設置費用の30万まで補助になりますので、ほとんど費用はかからないでつけていただくことが可能になっております。自宅につけていただくということで、市民の積極的な参加を促しております。

あと、どうしても学校の裏側だとか、学校にも何台か、これは、学校の中ではなくて外です、学校の裏側が死角になっているとか、そういったご希望をいただいて、数校には学校にもそういった防犯カメラがついているところもございます。これもいろいろ環境が変わってきますので、地域や学校のご希望、また市民安全課のほうを取りまとめながら、設置計画の中に入れていたり、又は町会や自治会の方々に協力をいただいて、誰か町会の中で家につけていただけないかとか、そういった調整をしていきながら、台数は、最終的には500台は市内でつけていきたいということで、今目標にしておりますが。現在は400台弱ぐらい、市内には防犯カメラを設置しているというような状況で、これからも進めていきたいということでやっておりますので、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 ほかよろしいでしょうか。

それでは、報告事項でございましたが、登下校防犯プランの進捗について、いただきました。

◎報告第3号

教育長職務代理者 次に、報告第3号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、報告第3号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、傍聴の方はご退席を願います。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、生涯学習部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、指導課長、指導課補佐、指導課主幹、以上でございます。その他の方はご退席をお願いいたします。

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

報告第3号は承認されましたことをご報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局から何か報告はありますでしょうか。

委員の皆さんからはいかがでしょうか。

何かご活動、関連するものあれば。

伊藤委員から。

伊藤委員 前回の会議以降1つの学校を訪問させていただきましたが、今後も訪問予定が、ありますので、次の機会にあわせて報告させていただきます。

教育長職務代理者 山形委員、よろしいですか。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 私はちょっとだけ。

松戸シティフィルハーモニーというのがありまして、音楽の町としては、聞いておかない
とと思ひまして、9月に行ってまいりました。定期演奏会ということで、大変、大ホールで
どれぐらい入っていたかな、半分までは行かないですけれども、相当の人数が入って、大変
レベルの高い演奏で、指揮者の先生も大変すばらしかったなというふうに思っております。

機会があれば、また聞きたいなというふうに思っております。

以上でございますかね。

それでは、ここで議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 お疲れさまでした。

次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成30年11月定例会でございますが、11月8日木曜日午前9時から、会場はき
ょうと同じ5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 先生方、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成30年11月定例教育委員会会議は平成30年11月8日木曜日午前9時より、教育委員会5
階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成30年10月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後3時10分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員